

令和6年度 介護支援専門員資質向上事業 受講対象者一覧

受講対象者 注)従事期間には、産休・育休・病休期間は含まない。	時間数	研修受講地	申込方法	開催時期(予定)	会場予定
1. 主任介護支援専門員更新研修 【申込期間:令和6年4月1日(月)から4月12日(金)まで】					
次の①から⑤までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者とする。					
① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	46時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年4月～5月	宮城県庁
② 最後に修了した主任研修又は主任更新研修の修了日から数えて、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に4回／年度以上参加した者					
③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者					
④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー					
⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者					
2. 専門研修Ⅰ 【申込期間:令和6年4月23日(火)から5月8日(水)まで】					
原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であつて、就業後6か月以上の者とする。	56時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年6月～7月(8日間)	仙台市内
3. 専門研修Ⅱ 【申込期間:令和6年4月23日(火)から5月8日(水)まで】					
原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であつて、就業後3年以上の者とする。	32時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年7月～8月(4日間)	仙台市内
4. 更新研修(実務経験者対象) 【申込期間:令和6年4月23日(火)から5月8日(水)まで】					
専門研修課程Ⅰ相当	介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という。)であつて、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者とする。 (※ なお、実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計88時間とする。また、実務経験者として介護支援専門員証の更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修Ⅱと同内容であり、合計32時間以上とする。)	56時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年6月～7月(8日間)
専門研修課程Ⅱ相当		32時間以上			仙台市内

令和6年度 介護支援専門員資質向上事業 受講対象者一覧

受講対象者 注)従事期間には、産休・育休・病休期間は含まない。	時間数	研修受講地	申込方法	開催時期(予定)	会場予定
5. 主任介護支援専門員研修【申込期間:令和6年7月1日(月)から7月17日(水)まで】					
介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ「介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び(専門研修課程Ⅱ)」又は「介護支援専門員更新研修(実務経験者対象)(専門研修課程Ⅰ相当)及び(専門研修課程Ⅱ相当)」を修了した者とする。					
①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)	70時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年8月～10月 (12日間の予定ですが、講師の都合等により日数を変更することがあります。) *詳細は6～7月頃に宮城県長寿社会政策課ホームページに掲載予定	仙台市内
②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであつて、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)					
③施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する(*)主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 (*)主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をさします。(地域包括支援センターの手引き 厚生労働省老健局より引用)					
④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者					
6. 再研修【申込期間:令和6年8月5日(月)から8月20日(火)まで】					
次のいずれかに該当する者とする。	54時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年10月～11月 (10日間) *詳細は7～8月頃に宮城県長寿社会政策課ホームページに掲載予定	仙台市内
①介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者					
②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者					
また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間(5年)を経過した者についても、本研修の対象者とすることができます。					
7. 更新研修(実務未経験者対象)【申込期間:令和6年8月5日(月)から8月20日(火)まで】					
介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という。)であつて、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年内に満了する者とする。	54時間以上	原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県	研修実施機関ホームページから申し込んでください。	令和6年10月～11月 (10日間) *詳細は7～8月頃に宮城県長寿社会政策課ホームページに掲載予定	仙台市内
8. 実務研修					
法第69条の2に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。	87時間以上	当該試験受験地の都道府県	令和6年度試験合格者については、研修実施機関から個人宛てに通知します。	令和6年12月～令和7年3月 (前期8日間程度、後期7日間程度)	仙台市内

※開催時期や会場は、都合により変更することがあります。